

補 正 情 報

2026 年 1 月 30 日

肢別過去問（宅建業法）の問題と解説に誤りがありました。つきましては、問題と解説を下記の通り差し替えるとともに、深くお詫び申し上げます。

記

P78 第4節 宅地建物取引士証の交付 問 18 の問題

修正前

- 18 宅地建物取引士は、登録を受けている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事しているときは、登録の移転の申請をすることができる。（25-42 エ）

修正後

- 18 宅地建物取引士は、宅地建物取引士証が効力を失ったときは、速やかに、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。（25-42 ウ）

P79 第4節 宅地建物取引士証の交付 問 18 の解説

修正前

- 18 ○ 登録を受けている者が、登録先の都道府県知事が管轄する都道府県以外に所在する宅建業者の事務所で業務に従事し、または従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して登録の移転を申請することができる。

修正後

- 18 ○ 宅建士は、宅地建物取引士証が効力を失ったときは、速やかに宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之